



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 106 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2024 年 5 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

フェアワーク改正法第 2 弾における「つながらない権利」について（労働法）

「つながらない権利」とは、従業員の通常の勤務時間外に雇用主（または取引先やクライアントなど）からメールや電話などのコンタクトがあった場合に、拒否することが不合理でない限り、応答しないこと（「つながらない」こと）を従業員の権利として認めるものです。雇用主の側から見た場合、「つながらない権利」は、勤務時間外に連絡すること自体を禁止するものではなく、あくまで不合理なコンタクトから従業員を保護することを目的としたものになります。

勤務時間外の対応を拒否することが「不合理」かどうかは、個別具体的な事情を勘案して決定されることとなります。すなわち、業界の特性、職場特有のニーズ、従業員の職責や役割、従業員の健康や安全に及ぼす影響や家庭事情、報酬の適正性など、様々な要素が考慮されることとなります。たとえば、時差のある海外拠点との連携業務を勤務時間外に行う必要があるグローバル企業の場合、当該従業員の職責や役割、時間外対応が求められる頻度、報酬などが考慮されるポイントになります。従業員の「つながらない権利」は 2024 年 8 月 26 日から行使できるようになりますので、雇用主としては、これに先立って、「つながらない権利」を行使された場合の対応に関する方針や体制を導入しておくことが重要です。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

Japan Practice
紹介サイト



その他の注目のトピック

気候変動関連の報告義務の導入に関する最新動向（環境）

大企業や資産運用会社などを対象に、気候関連の情報開示を義務付ける法改正が 2025 年 1 月より施行される見込みです。報告義務の対象企業は、売上高・総資産・従業員数に基づいて決まり、2025 年 1 月以降を Group 1、2026 年 7 月 1 日以降を Group 2、2027 年 7 月 1 日以降を Group 3 とし、段階を追うごとに対象企業の範囲が拡大されます。ただし、Group 3 に属する企業で気候関連の重大リスクがない場合などは、その旨を開示するだけでよいとする例外措置も検討されています。

情報開示の内容について、オーストラリア会計基準審議会（AASB）で議論されているサステナビリティ基準に基づき、年次報告においてリスクと機会・排出量・ガバナンス・戦略・移行計画とターゲット・業界ベースの指標などをサステナビリティ報告書に記載することが求められる予定です。改正法案では、2030 年 7 月 1 日よりサステナビリティ報告書に関する監査を義務付ける内容も盛り込まれています。また、財務報告書と同様に、サステナビリティ報告書の気候変動に関する記述についても会社法および AASB 基準を遵守したものであることを表明する取締役の宣言が必要となります。企業の実務は、ASIC 法や会社法における取締役の義務、また情報開示に関連する義務（誤解を招く行為または欺瞞的行為の禁止）を負いますので、適用される法令を遵守した適切な情報開示を行うことが重要となります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

外国投資政策に関する変更点（外資投資）

5 月 1 日、連邦政府は外国投資の枠組みを合理化し、透明性を高めるための改革を行うと発表しました。主な変更点として、以下のようなものが挙げられます。

- プロセスの合理化：外国投資審査委員会（FIRB）はリスクが低い投資案件の承認手続きを短縮することを検討しており、2025 年 1 月以降、30 日以内に 50%の案件を処理する目標を掲げている。
- コンプライアンスの重視：重要案件の現地視察を含め追加のリソースを投入する。国家安全保障上の懸念が生じた場合は、政府の側から当該案件を審査することを開始する権限（"call-in" power）を有する。
- 審査の強化対象：重要鉱物・インフラ・技術・機密データなどのリスクが高いと考えられる分野の投資案件に関する審査を強化する。
- 手数料の返金：財務相は、落札できなかった投資案件の申請にかかった手数料を払い戻す権限を有する。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

サイバー攻撃を受けた場合の法的手段について（サイバーセキュリティ）

近年、サイバー攻撃が増加していますが、犯人の身元や所在を特定することは困難であるという問題があります。しかし、ハッキングされたデータや情報の拡散を最小限に抑える観点から取りうる法的手段があり、たとえば、ハッカーの身元等が特定できなくても差止命令を求めることにより、悪意ある情報拡散を防ぐことができます。

2023年4月、オーストラリアの大手法律事務所であるHWLEのシステムにBlackCatと名乗るハッカーが侵入し、同事務所のクライアントであった多くの政府機関や企業が機密情報のハッキング被害を受けました。HWLEはニューサウスウェールズ州の最高裁判所に差止請求を求めたところ、これが認められ、ハッカーの身元等が特定できないことから裁判所は「原告のシステムからファイルを不正に流出させた者、またはそれに加担した者」を対象に盗んだデータを削除するよう命じるとともに、同命令はハッキング情報を入手した第三者にも適用されました。また、サイバー攻撃を受けた企業はハッキングされた情報を保護する義務を負っていますので、クライアント等からの集団訴訟などのリスクを低減すべく、裁判所に差止請求することで被害の拡大を防ぎ、最善を尽くしたことを示すための一要素にもなります。このように、ハッカーの特定が困難であっても、裁判所に差止請求を求めることは、サイバー攻撃の被害を受けた場合の有効な法的手段になります。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

外国贈収賄防止に関する法改正について（刑法）

2024年9月6日より施行予定の刑法改正（外国贈収賄防止）法案では、企業に対する新たな外国贈収賄を防止するための規制が適用される見込みで、子会社等を通じてオーストラリア国外でグローバルに事業を展開するオーストラリア企業やオーストラリアで事業を営む外国企業に影響を与えることになります。違反行為に対して最大で3,130万豪ドルの罰金が少なくとも科されることになり、責任の対象者も、企業だけでなく、役員や従業員、コントラクターや子会社、ジョイントベンチャーパートナーなどの「アソシエイト」にも拡大されることになります。また、贈収賄防止の対象は、事業上の利益だけでなく、個人的利益（ビザ、奨学金、その他の栄誉の授与など）も含まれることになります。

このような新たな規制の導入に先立ち、企業は以下のような対応を検討する必要があるといえます。

- グローバル拠点も含めた贈収賄のリスク評価を再検討する。
- 企業規模や業界に応じて、適切なコンプライアンス体制を再検討する。
- M&Aのデューデリジェンスでは対象企業のコンプライアンス関連リスクを適切に評価する。
- 企業の研修内容を見直し、内部告発含め、従業員やコントラクターが適切に不正行為を報告できる体制を整える。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022年11月8日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容（1 時間の録画ビデオ）は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギー転換に関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、2024 年の 1 月 1 日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章を[アップデート](#)しています。

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕(2019)

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川佑妃
メール：ysugawa@claytonutz.com



外国法資格実務家 小滝博行
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：hkotaki@claytonutz.com



外国法資格実務家 小川美月
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：mogawa@claytonutz.com



パラリーガル 曾我修平
メール：ssoga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com